検討シート1:文言など微修正項目

| 検討No. | 整理番号 | 項目 | 修正 箇所 | 第26回全体会での意見 (班別意見) | 修正前 | 修正案のたたき台 |
|-------|-------|---------|----------|---------------------------|--|--|
| 文言① | 1 (4) | 自治の基本原則 | 案文 | (1班) | 市は、前条に規定する自治の基本理念(以下「自治の基本理念」 | 市民、市議会及び市長等は、前条に規定する自治の基本理念(以 |
| | | | | | という。)の実現に向け、 次に掲げる事項を原則として自治を推進 | <u>下「自治の基本理念」という。)に基づき、</u> 次に掲げる事項を原則 |
| | | | | いので、1行目で「基本理 | | として自治を推進するものとする。 |
| | | | | | (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営 | |
| | | | | | に関する情報を共有すること。 | に関する情報を共有すること。 |
| | | | | に対して | (2) 市民参画の原則 市民参画の機会が保障されていること。 | |
| | | | | ・ 畑まて 文金の実現の即 | (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たるこ | (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たるこ |
| | | | | ・一理ある。文章の表現の問題であり、中身についての | ^{と。} (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、 | (4) 多塔州黄重の原則 古民の出身 陪宝の右無 州別 年齢 |
| | | | | | 国籍等その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとり | |
| | | | | | の個性及び能力が十分に発揮できるようにするとともに、地域の | |
| | | | | らう。 | 歴史、文化及び価値観を尊重すること。 | 歴史、文化及び価値観を尊重すること。 |
| 文言② | 3 (2) | 市議会の責務 | 案文 | (4班) | | ① 市議会は、全市的な視点及び私たちのまちを健全な状態で次 |
| | | | | ・ ② (1) の案文の「運営」 | 世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさな | 世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさな |
| | | | | を「審議過程」に修正する。 | ければならない。 | ければならない。 |
| | | | | | (1) 市民の代表としての意思決定機能(2) 市政運営の監視機能(3) 政策立案機能 | (1) 市民の代表としての意思決定機能 |
| | | | | | (2) 市政運営の監視機能 | (2) 市政運営の監視機能 |
| | | | | | (3) 政策立案機能 | (3) 政策立案機能 |
| | | | | | | (4) 立法機能 |
| | | | | | ② 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければな | |
| | | | | | 5 & N | らない。 (4) 十世人の 中部127 の年間以よればします。 |
| | | | | | (1) 市議会の <mark>運営</mark> の透明性を確保すること。 | |
| | | | | | (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 | (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保する こと。 |
| | | | | | | 。 (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前条に |
| | | | | | 規定する機能の発揮に適切に反映させること。 | 規定する機能の発揮に適切に反映させること。 |
| | | | | | | ③ 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及 |
| | | | | | | び第〇条に規定する基本原則(以下「自治推進の基本原則」とい |
| | | | | | う。) に即して、常に市民の権利を保障することを基本としなけれ | |
| | | | | | ばならない。 | ばならない。 |
| 文言③ | 4 (2) | 市長の責務 | 説明 | (4班) | この項目は、市長は、執行機関の一つであるが、市民から直接 | この項目は、市長は、執行機関の一つであるが、市民から直接 |
| | | | | ・説明に、市民参画に関する | 選挙によって選ばれた市の代表という地位にあり、「その他の市の | 選挙によって選ばれた市の代表という地位にあり、「その他の市の |
| | | | | 制度の具体例(パブリック | 執行機関」に比較してその責任が重いことを改めて明らかにする | |
| | | | | コメント等)を提示し、よ | | ために設けたものです。 |
| | | | | りわかりやすいように整 | | |
| | | | | 理する。 | を行い、法令に定められた権限を公正かつ誠実に執行する責務を | |
| | | | | | 規定しました。 | 規定しました。 |
| | | | | | 二点目は、市民の信託に対する市長の説明責任及び市議会への 市長の説明責任を明らかにしたものです。ここでは、市政運営の | |
| | | | | | 市長の説明貝任を明らかにしたものです。ここでは、市政連書の 方針や状況はもとより、その達成状況について市民に説明する責 | |
| | | | | | 対対や状況はもとより、その達成状況について印式に説明する質 務を市長に課しています。 | 務を市長に課しています。 |
| | | | | | 毎を印及に味じているす。 三点目は、市長が別に定める市民の権利を保障するとともに、 | 三点目は、市長が別に定める市民の権利を保障するとともに、パ |
| | | | | | その権利に基づく市民参画を推進するために、市民が分かりやす | |
| | | | | | く、利用しやすい制度とする責務を市長に課すものです。 | <mark>かりやすく、利用しやすいもの</mark> とする責務を市長に課すものです。 |
| 検討No. | 整理番号 | 項目 | 修正 | 第26回全体会での意見 | 修正前 | |

| | | | | 箇所 | (班別意見) | | |
|-----|----|------|----------|----|---|---|---|
| 文言④ | 5 | (9) | オンブズパーソン | 案文 | (5班)・ 項目名を「苦情処理等」に 修正すべきである。・ オンブズパーソンについ ては、報道機関等でも一般 的に使う言葉であり、浸透 度が高いと思う。「苦情等 措置機関」という言葉には なじみが薄いように思わ れる。 | 項目名: オンブズパーソン | 項目名: <mark>苦情処理等</mark> |
| 文言⑤ | 5 | (15) | 公益通報 | 説明 | (1班) ● 「「職員等」の「等」はどういう意味か」という質問に対して ・ 例えば指定管理者や市からの委託を受託して事等の請負業者など、職員以外にも公益通報をし得る者は考えられる。 ・ 「職員等」だけではたしかに分かりにくいので、【説 | スが増加しています。消費者や公益を擁護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは、不当であり、これを防止する目的で、公益通報者保護法が平成 18 年 4 月に施行されました。 市においても、万が一不祥事が生じている事実がある場合は、これを速やかに明らかにし、市民への不利益や市政への信頼の失墜を最低限で、食い止める必要があります。そのためには、公益通報を行う <mark>職員等</mark> が通報を行ったことにより、不利益を受けるこ | ため通報を行った者が不当な取扱いを受けず、保護されるための体制整備の必要性を明らかにするために設けたものです。 近年、企業等の不祥事が、内部告発により、明らかになるケースが増加しています。消費者や公益を擁護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは、不当であり、これを防止する目的で、公益通報者保護法が平成18年4月に施行されました。 市においても、万が一不祥事が生じている事実がある場合は、これを速やかに明らかにし、市民への不利益や市政への信頼の失墜を最低限で、食い止める必要があります。そのためには、公益通報を行う職員等(職員及び市の業務の契約先の従業員等)が通報を行ったことにより、不利益を受けることがあってはなりません。 |
| 文言⑥ | 11 | (1) | 条例の見直し | 説明 | | 度行う ものとし、定期的な見直しを行う責務は、第一次的には市 長が有しているものと考えます。 | (略) 見直しは、市の長期的な計画に準じて5年に一度行うものとし、定期的な見直しを行う責務は、第一次的には市長が有しているものと考えます。 (略) |